



長野県報

6月24日(金)
平成17年
(2005年)
号外

目次

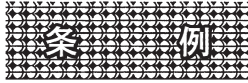
条例

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 組織規則の一部改正に伴い、一部の常任委員会の所管事項の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年6月24日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第45号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号のケを削り、同号のコを同号のケとし、同条第5号に次のように加える。

ウ 収用委員会に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている総務警察委員会の委員長、副委員長及び委員並びに土木住宅委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された総務警察委員会の委員長、副委員長及び委員並びに土木住宅委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

議事課